

学 会 報

2013年 4月 9日 西日本教育行政学会第 34 回大会プログラムの発送

2013年 5月 18日 『教育行政学研究』第 34 号の発行

《論説》

改正教育基本法以降の生徒指導行政の特質と課題

— 平成 19 年 2 月の文部科学省通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」とそれにかかわる地方教育委員会の生徒指導行政施策に焦点をあてて —

上寺 康司

《研究論文》

1991 年モンゴル人民共和国教育法の分析

ルハグワ アリウンジャルガル

戦後日本における高校教育費の支出動向

小早川 倫 美

「教育の日」制定をめぐる教育関係団体の活動と役割

— 全国連合退職校長会の活動に焦点を当てて —

住岡 敏弘

2013年 5月 18日 西日本教育行政学会第 35 回大会開催〈皇學館大學〉

〈研究発表〉

人口減少社会における高校教育費の変動分析

小早川倫美（広島大学大学院）

米国における教員評価システム改革の動向

— 「Race to the Top」の影響 —

藤村 祐子（滋賀大学）

米国における教員養成機関と学校の連携体制に関する研究

藤本 駿 (東亜大学)

集団主義文化といじめ問題・学校組織・教育行政官僚制の関係

西東 克介 (弘前学院大学)

戦後日本教員養成制度史に関する一考察

— 開放性と目的養成制の原則の両立展開過程に関して —

有吉 英樹 (東九州短期大学)

張 磊 (広島大学大学院院生)

2013年10月31日

学会ニュース第 56 号発行

『教育行政学研究』第 35 号の投稿申し込み用紙発送

2014年 2月 5日

西日本教育行政学会第 36 回大会 (皇學館大學) 案内, 発表申込書等発送

西日本教育行政学会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。
- 第2条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は次の事業を行う。
1. 会員の研究物及び情報の交換
 2. 研究大会の開催
 3. 機関誌「教育行政学研究」の発行
 4. その他の事業

第2章 会 員

- 第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。
- 第5条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究大会を通して、その研究を発表することができる。
- 第6条 会員は、会費を負担するものとし、会費は年額6,000円とする。
- 第7条 会員のうち、3年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

第3章 役 員

- 第8条 1) 本会に次の役員を置く。
- 会長、副会長、理事（4名）、監査（2名）、幹事（若干名）
- なお、副会長は複数置くことができる。
- 2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。
- 第9条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。
- 第10条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。
- 2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長の下で会務を補佐する。
- 第11条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的事項を審議決定する。
- 第12条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で招集するものとする。
- 第13条 1) 役員任期は2年とする。ただし、重任を妨げないものとする。
- 2) 任期途中で役員交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年の総会開催日に始まり、翌年の総会前日に終わる。

第5章 研究大会及び研究物の交換

第17条 研究大会は、原則として、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

第6章 機 関 誌 発 行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規定は別にこれを定める。

第7章 雑 則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行われる。

最終改正（平成19年5月19日）

西日本教育行政学会機関誌刊行規程

- 1 本会は、機関誌「教育行政学研究」を毎年 1 回刊行する。
- 2 本機関誌は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、論説・会員の研究紹介・文献紹介を掲載することがある。
- 3 機関誌に研究論文を掲載しようと望む会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局に応募するものとする。
- 4 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。
編集委員会は、4 名で構成される。
編集委員の任期は 2 年とする。但し再任を妨げないものとする。
- 5 編集委員会は、レフェリー制にもとづいて投稿論文を審査する。
- 6 「教育行政学研究」原稿執筆要領の 2 に定める原稿規定枚数をこえる分、ならびに図表については、その印刷実費を執筆者から徴収することがある。
- 7 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局とする

「教育行政学研究」原稿執筆要領

- 1 論文原稿は未発表のものに限る。
- 2 論文原稿は、400 字詰横書原稿用紙 40 枚以内とする。
- 3 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。
なお、日本語ワープロの場合は、1 ページ 45 字×38 行の 9 ページ以内とし、A 4 の用紙に打ち出した原稿と電子データの両方を提出するものとする。
- 4 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
- 5 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。
- 6 外国人・地名に原語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は 3 字を 2 画に計算する。
- 7 外国語で Abstract (500 words 以内) を作成し、論文題目の後に挿入すること。
- 8 原稿締切は毎年 12 月 15 日とする。
- 9 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること。
引用法の例 論文の場合：著者、年号、論文名、雑誌名、巻、頁
単行本の場合：著者、年号、書名、発行所、頁

編 集 後 記

会員の皆様におかれましてはご健勝のことと存じます。さて、本学会紀要第 35 号が完成しましたのでお届けいたします。前号から設けました【論説】のコーナーには佐々木司会員による「チャータースクールとコモンコア・ステイトスタンダードにみる新たなガバナンス」をご寄稿いただきました。佐々木会員が主フィールドとしておられるカリフォルニア州における緻密な実地調査に基づいてチャータースクールの実相を明らかにするとともに、アメリカにおけるカリキュラムの標準化動向を、国際機関のコミットも視野に入れ、複雑なガバナンスのディメンションに沿いつつ論じておられます。教育行政研究者には実に示唆に富む研究の成果をご提供いただきました。

本号の研究論文には 2 編を掲載しました。これらの自由投稿論文の査読には編集委員全員があたり、大部にわたる査読意見には投稿者からの真摯な対応と適切な修正がほどこされました。藤村論文のアメリカにおける教員評価政策の検討、共同研究論文の授業評価と学校組織全体との関係性を問う論考はいずれも学界における重要なテーマであるとともに、今後の教育行政政策の新たな展開のうえでも避けては通れない大きな課題です。教育委員会制度の在り方が問われている今日、多様化しているステージにおける質をどのように保証するのか、さらに関心を集めそうです。

さいごに、若手研究者養成を目的とした研究助成事業（西日本教育行政学会研究助成金）への積極的な応募を期待するとともに、中堅会員にもいっそうの積極的投稿をお願いいたします。

編集委員長 高妻 紳二郎

【『教育行政学研究』編集委員会】

委員長 高妻紳二郎（福岡大学）
委員 佐々木 司（山口大学）
委員 上寺 康司（福岡工業大学）
委員 松原 勝敏（高松大学）

教育行政学研究

印 刷 平成 26 年 5 月 19 日
発 行 平成 26 年 5 月 19 日
発 行 者 西日本教育行政学会
〒700-8530 岡山市北区津島中3-1-1
岡山大学大学院
教育学研究科
高瀬 淳研究室内
TEL/FAX 086-251-7709
印 刷 所 グランド印刷株式会社
〒770-0941 徳島市万代町6丁目20-15
TEL : 088-622-8448

Studies on Educational Administration

Special Papers

- Tsukasa SASAKI : Cases of New School Governance: A Discussion Surrounding Charter School Authorization and Operation, and the Common Core State Standards Development and Implementation in the United States

Articles

- Yuko FUJIMURA : A brief overview of the newly introduced teacher evaluation system in Minnesota
- Kazuhiro KOGA : A Case Study on the Student Evaluation System of High school in Hiroshima Prefecture
- Tomomi KOBAYAKAWA
- Takahito KUROKI
- Shogo TAZAWA
-

No.35 May 2014

edited by

Nishi Nippon Society for Educational Administration Research